

公益社団法人長野県看護協会長表彰規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県看護協会（以下「本会」という。）会長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 個人又は団体で、次の各号の一に該当する者には表彰状を交付して表彰する。

- (1) 本会の会員歴（以下「会員歴」という。）が通算25年以上の者であり、本会に貢献したもの
- (2) 会員歴が通算25年以上の者であり、看護職者としてその職務に顕著な功績のあったもの
- (3) 会員歴が通算25年以上の者であり、看護職者としてその職務に精励し、他の模範であるもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、特にすぐれた善行又は功績があつて表彰することを適当と認めるもの

第3条 個人又は団体で、前条各号の一に準ずる功績があつた者には、賞状を交付して表彰することができる。

第4条 個人又は団体で、本会の事業等に協力し、著しい功績があつた者には、感謝状を交付して表彰することができる。

第5条 職員の表彰は、本会就業規則第42条に基づき行う。

(交付金品)

第6条 表彰は、表彰状、賞状、感謝状（以下「表彰状等」という。）を交付するほか、金品をあわせて交付することができる。

(追 彰)

第7条 表彰は、故人に対しても行うことができる。この場合において、表彰状等及び金品はその遺族に交付するものとする。

(表彰の期日)

第8条 表彰の期日は、毎年本会の定時総会時に行う。ただし、期日が別に規定されているものはその規定に基づき行う。

- 2 前項のほか、特に必要がある時は、臨時に行うことができる。

(表彰を受ける者の選考)

第9条 第4条及び第5条に規定されているものは、会長が決定する。ただし、第5条に規定するものは理事会の意見を徴するものとする。

- 2 前項のほか、別に規定されているものはその規定に基づき行う。

(規則の改正)

第10条 この規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(補 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。